

令4福個答申第1号
令和4年5月20日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市個人情報保護審議会
会長 五十川 直行
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る開示決定処分
及び非開示決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第49条第1項の規定に基づき、令和3年4月22日付け〇〇第37-1号及び令和3年4月22日付け〇〇第37-2号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

1 諮問第160号

「開示請求者が自書した〇〇〇〇〇〇〇〇〇補助事業関係書類に記載された個人情報」の開示決定処分に対する審査請求

2 諮問第161号

「開示請求者が自書した〇〇〇〇〇〇〇〇〇補助事業関係書類に記載された個人情報」の非開示決定処分に対する審査請求

市長に対して本件各審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び令和4年3月29日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、おおむね次のように主張している。

- ① 令和2年3月13日に、実施機関より補助金交付申請書等の写しを受け取ったが、私の直筆ではなく、偽造された書類と思われる。また、保有個人情報非開示決定通知書に、保有個人情報を開示しない理由として「口座振込依頼書兼債権者登録申請書が関係書類に添付されていないため。」とあるが、私は実施機関に提出した書類のコピーを保有している。
- ② 実施機関の説明では、担当者に事情聴取したところ、書類を偽造したことを認めており、今後、本件は人事部門により調査され、職員の処分が決まるとのことだった。また、私が提出した補助金交付申請書等の原本については、覚えていないという説明しか聞いておらず、人事部門のヒアリング後に、原本がどうなったのか、文書等による福岡市としての最終報告があるものと思っていた。
- ③ 令和〇年〇月末に実施機関に電話した際には、人事部門のヒアリングは〇月にも行われるだろうとの説明であった。その後も、2～3か月ごとに電話したが、はっきりしていないとのことだった。また、審査請求書に記載のとおり、本件各処分があったことを知り、不服申立期間について教示された日は、保有個人情報の開示の実施が行われた令和2年3月13日だが、審査請求期間を経過したのは、人事部門のヒアリングが実施されず、調査報告もなく待たされたことによるものであり、正当な理由がある。
- ④ 原本が市役所に存在しないことは、個人情報の紛失ないし滅失に当たると考えている。人事部門のヒアリング後も実施機関からは「原本は処分したと思う」ということ以外に、二次被害の防止や再発防止策の検討・実施については何も報告を受けていない。平成29年個人情報保護委員会告示第1号「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に相当する対応が、福岡市でなされているのか疑問に感じている。また、「原本は処分したと思う」という曖昧な説明ではなく、「ゴミ箱に捨てた」や「シュレッダー処理した」など、具体的に説明すべきである。
- ⑤ 実施機関は職員の処分の話ばかりするが、私は個人情報の行方の方が心配である。福岡市にも個人情報の事故に関するガイドラインがあるはずであり、二次被害の防止や再発防止策の検討・実施など、民間でも行われている対応がなぜできていないのか。審査請求が認められるかどうかは別にしても、このような個人情報の事故は二度と起きてはならない。同様の事故が起らないように、審議会からも徹底してもらいたい。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び令和4年2月28日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、おおむね次のように主張している。

- ① 保有個人情報開示等決定に対し、不服がある場合の審査請求期間は、行政不服審査法において、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内と定められている。
- ② 本件各審査請求は令和3年3月31日に行われており、審査請求人が処分があったことを知った日である令和2年3月13日の翌日から3か月を経過後になされたものである。また、令和2年3月13日の開示の実施から令和〇年〇月までの間に、審査請求人からの連絡は一切なかった。
- ③ 正当な理由とは、「審査請求期間が教示されなかった場合および誤って長期の審査請求期間が教示された場合であって、審査請求人が他の方法で正しい審査請求期間を知ることができなかつたような場合」（宇賀克也「行政不服審査法の逐条解説」〔第2版〕平成29年2月）などとされている。これに対し、審査請求人の主張は、担当課の調査報告を受けなかったためとあるが、報告がなくとも教示された期間内に審査請求は可能であったことから、正当な理由には当たらない。よって、却下することが妥当と考える。
- ④ 一方で、実施機関としては、令和3年3月31日に、自書した書類の行方が知りたいという審査請求人に対して、行政不服審査制度に対する正確な理解がないまま、一般的な手段として審査請求を案内したものである。
- ⑤ 仮に、審査請求期間を経過したことに正当な理由があると認められた場合でも、本件各処分のうち、開示決定処分については、開示請求内容のとおり審査請求人の補助金交付申請に係る書類のうち、本市が保有する書類（本来、審査請求人が自書した書類であるべきだが、偽造されたもの）を特定し開示したことは、適切であったと考える。また、本件各処分のうち、非開示決定処分についても、請求された文書について、一件書類の確認のほか、担当者や同課職員への聞き取り、執務室の保管場所等あらゆる場所を何度も調べたが、口座振込依頼書兼債権者登録申請書はなかったため、非開示決定を行ったことは、適切であったと考える。
- ⑥ なお、審査請求人が自書した書類の行方に関しては、令和2年3月13日の開示の実施の際等に本市は保有していないことの説明を行った。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件各審査請求の適法性について

- ① 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項においては、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定している。

- ② 行政不服審査法が審査請求期間の例外として規定する正当な理由とは、処分の際に不服申立期間について教示がされず、又は誤って長期の申立期間が教示され、当事者が他の方法でも申立期間を知ることができなかつたような場合や、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむを得ない理由がある場合とされている（総務省行政管理局「逐条解説 行政不服審査法」平成28年4月）。
- ③ 本件各審査請求の場合、令和2年3月13日に、保有個人情報の開示の実施が行われ、審査請求人は、保有個人情報開示決定通知書及び保有個人情報非開示決定通知書並びに補助金交付申請書等の写しを受け取っている。また、審査請求人が本件各処分があつたことを知り、不服申立期間について教示された日は令和2年3月13日であることに争いはなく、本件各審査請求が行われた令和3年3月31日は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月を経過していることは明らかである。
- ④ 審査請求人は、「人事部門のヒアリング後に、原本がどうなつたのか、文書等による福岡市としての最終報告があるものと思つていた。審査請求期間を経過したのは、人事部門のヒアリングが実施されず、調査報告もなく待たされたことによるものであり、正当な理由がある。」旨主張するが、上記②に記載した正当な理由の解釈に照らせば、審査請求人が主張する内容は正当な理由とは認められず、本件各審査請求は、審査請求期間の徒過によりいずれも不適法であると言わざるを得ない。
- ⑤ なお、保有個人情報の開示の実施が行われた令和2年3月13日以降令和〇年〇月までの間における審査請求人から実施機関への連絡の経過については、双方の主張が異なるものの、当審議会の上記判断を左右するものではない。

(2) 付言

当審議会としては、本件結論に至る判断とは別に、以下のとおり付言する。

条例第13条第1項において、「実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定するとともに、福岡市個人情報保護事務取扱要綱第25「個人情報の適正な維持管理」において、事故対応の実施手順等を規定しているところ、実施機関において保有個人情報が記録された公文書の行方が分からなくなっている本件事態は、個人情報の紛失事故として取り扱うべきものであり、本来、当該個人情報の本人である審査請求人に対しては、事故についての謝罪に加え、二次被害防止のための注意喚起や、今後の対応策などを通知すべきであつたと認められることから、当審議会としては、実施機関に対し、これらの措置の徹底を求めるものである。

以上により、本件各審査請求について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和3年4月22日	審査庁から諮問
令和3年11月17日	実施機関から弁明意見書を受理
令和4年1月26日（第232回審査請求部会）	審議
令和4年2月28日（第233回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和4年3月29日（第234回審査請求部会）	審査請求人から意見聴取及び審議
令和4年4月22日（第235回審査請求部会）	審議